

平成21年6月24日

株 主 各 位

広島県福山市箕沖町92番地

マナツク株式会社

代表取締役社長 杉之原祥二

第64回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素はご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第64回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項 第64期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
本議案は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき2円50銭と決定いたしました。これにより、年間配当金は、先に実施しました中間配当金5円とあわせて1株につき7円50銭となりました。

第2号議案 定款一部変更の件
本議案は、原案どおり承認可決され、次のとおり変更されました。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株 式 <u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略) (<u>单元株式数及び单元未滿株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は100株とする。 (2) <u>当社は、单元未滿株式に係る株券</u> (以下「<u>单元未滿株式</u>」という。) <u>を発行しない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第10条 <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に係る<u>事務の取扱及び手数料等は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>第2章 株 式 (削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (変更前のおり) (单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は100株とする。 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する<u>取扱い</u>は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(3) 当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備え置きその他の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第15条 (条文省略) (決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>第11条～第13条 (変更前のとおり) (決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第42条 (変更前のとおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設) (新 設)	<u>附則</u> <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
(新 設)	<u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u>

第3号議案 取締役1名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、取締役濱田治氏が新たに選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、監査役に本田祐二氏が再選され、就任いたしました。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本議案は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に小林城太氏が選任されました。

以 上

第64期期末配当金のお支払いについて

第64期期末配当金は平成21年6月25日からお支払いいたしますので、同封の「第64期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で、払渡期間内（平成21年6月25日から平成21年7月31日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「第64期期末配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでご確認ください。

また、同封しております「第64期期末配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただけますので、お手元にご保管ください。

以 上